

環境大臣 西村 明宏 様

日本野鳥の会もりおか
代 表 佐賀 耕太郎

日本野鳥の会宮古支部
支部長 関川 實

日本野鳥の会北上支部
支部長 佐々木 仁

公益財団法人日本野鳥の会
理事長 遠藤 孝一
(各団体公印省略)

岩手県の「(仮称)小軽米風力発電事業」に係る事業実施想定区域及びその周辺における 希少猛禽類や渡り鳥の生息環境の保全と累積的影響の回避・低減に関する要望書

日頃より日本野鳥の会の自然保護活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、岩手県の軽米町と洋野町にまたがる地域で HSE 株式会社（以下、事業者という）が計画している（仮称）小軽米風力発電事業（以下、当該事業という）に係る計画段階環境配慮書（以下、配慮書という）について、令和 5 年 2 月 10 日付で環境大臣意見が公表されましたが、事業中止を考慮せざるを得ない厳しい内容であると理解できるものであり、私どもは意を強くいたしております。

そのような情勢ではありますが、敢えて当該事業の白紙撤回を実現するため、日本野鳥の会は事業実施想定区域とその周辺地域（以下、当該地域という）に生息する希少猛禽類や渡り鳥の生息環境保全の観点から下記の通り要望いたしますので、貴職におかれましては、当該地域の豊かな自然環境や生物多様性、地域生態系の保全のため、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 要望内容

岩手県の北上高地北部の太平洋沿岸部に位置する当該地域は豊かな自然に囲まれており、様々な鳥類の貴重な生息地、繁殖地、あるいは越冬地となっています。具体的にはイヌワシ・クマタカ等の希少猛禽類の生息地であり、オジロワシやオオワシといった希少な海ワシ類やコクガンなどの越冬地でもあります。さらに北上高地や三陸沿岸部はガン・カモ類やハクチョウ類等の春と秋の渡りの主要なルートにもなっております。このたび事業者により当該事業に係る配慮書が公表されましたが、その計画通りに事業が実施されれば、当該地域における貴重な鳥類の生息環境の消失や渡り

鳥の飛翔ルートの変化、または消失といった甚大な影響が生じることは避けられません。

私どもは、これらの鳥類の生息環境保全の観点に基づき、当該事業の白紙撤回を検討するよう、事業者に対して厳しく指導、勧告して下さることを要望いたします。

また、風力発電事業を地域の自然環境に影響を与えないような形で導入するには、適切な累積的環境影響評価の実施と影響の回避・低減策の策定が必須であることから、私どもは累積的影響評価の標準化（ガイドライン作成など）を実施していただくことを強く求めます。

2. 要望の背景

- (1) 北部北上高地に位置する当該地域には、山林・牧野・農耕地・河川等が混在する多様で豊かな自然環境が存在し、特に沿岸部は寒流と暖流のぶつかる世界有数の漁場としても知られております。山林や海岸沿いの至る所に一年を通して多様な野生動植物が生息しており、特に、様々な鳥類の貴重な生息地、繁殖地、あるいは越冬地となっています。そのために環境省は、環境アセスメントデータベース（EADAS）の「風力発電における鳥類のセンシティブティマップ」で、北上高地全体を注意喚起レベル A3 に指定しております。また、当該地域は、三陸復興国立公園や久慈平庭県立自然公園に近接した位置にあります。このような地域に大規模な風力発電施設の建設を行うと、豊かな自然環境、特に鳥類の生息環境に重大な影響を及ぼすことが強く危惧されます。

私どもは、陸上でこのような風力発電事業を行う場合の最低限の条件として、環境省の環境アセスメントデータベース（EADAS）のセンシティブティマップで注意喚起メッシュが設定されている地域、国立・国定公園および県立自然公園、また、絶滅が危惧される希少な野生動植物の生息地とその周辺地域は、風力発電事業の計画地から除外されるべきであると考えます。

- (2) 当該地域は、貴省が行っている全国鳥類繁殖分布調査において、イヌワシの生息メッシュに含まれております。イヌワシは環境省のレッドリストでは絶滅危惧 IB 類、岩手県のいわてレッドデータブックでは A ランクに指定されており、それらの生息環境の保全が強く求められております。また文化財保護法においては国の天然記念物に、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律においても国内希少野生動植物種に指定されています。つまりイヌワシの保護は我が国の野生生物の保護管理政策上の重要課題の一つであると言えます。特に岩手県には我が国に生息するイヌワシの 20%ほどが生息しており、北上高地はイヌワシの生息適地として日本国内に残された貴重な地域となっています。当会のこれまでの観察においても、当該地域を含む広いエリア内に複数のイヌワシのペアが生息していることを確認しております。このような希少猛禽類の生息地域での風力発電施設の稼働は、施設の規模の大小にかかわらず、バードストライク発生の危険性と採餌適地・繁殖適地の消失という二つの面で、これらの希少猛禽類の定常的な生息を脅かすことに繋がります。具体的には、2008 年 9 月に北上高地の釜石広域ウインドファームでイヌワシのバードストライクが発生しています。また、かつてイヌワシの定常的な採餌適地であった盛岡市玉山地区の天峰山付近の地域では、姫神ウインドパークの稼働後にイヌワシの姿が見られなくなりました。風力発電施設の稼働に伴ってイヌワシの生息地域が失われた事例は岩手県内の他の地域でも起こっております。

すなわち、希少猛禽類と風力発電施設の共存は技術的に困難な課題であり、現段階ではその解決のための適切な方策が確立されているとは言えません。従って、過去の数多くの残念な事例が教訓として生かされないまま当該事業計画が実行に移されるとするならば、それは当該地域に生息

するイヌワシをはじめとする希少猛禽類の採餌活動や繁殖活動の阻害要因となり、さらには衝突死等の事故の要因となることが大いに懸念されます。

従って私どもは、希少猛禽類の生息環境の保全の立場から、当該事業は中止するべきであると考えます

- (3) 日本列島はシベリアやアラスカからオーストラリアに至る「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ (EAAF)」のほぼ中央部に位置し、それぞれの季節ごとに日本列島各地で多種多様な野鳥の渡りや夏鳥の繁殖、冬鳥の生息等が観察されています。さらに近年の鳥類調査技術の飛躍的な進歩に伴い、それまでに知られていなかった渡り鳥の飛翔コースなどが次々と解明されるようになりました。実際に渡り鳥に発信機等を装着して追跡する最新のバイオロギング調査技術により、岩手県の北上高地や三陸沿岸がガン・カモ類やハクチョウ類の春と秋の渡りの主要なルートであることや、多くの渡り鳥が夜間にも活発に渡りを行っていることなどが明らかになっております。そして当該事業に係る配慮書に記載されている調査結果にも、大型の渡り鳥であるマガン、ヒシクイ、オオハクチョウなどの確認が記載されております。また、当該地域の周囲には環境省レッドリストで絶滅危惧 II 類に指定されているオジロワシ・オオワシといった海ワシ類が冬季に少数渡来し、北部三陸沿岸は、同じく絶滅危惧 II 類で国の天然記念物にも指定される希少な渡り鳥コクガンの越冬地でもあります。海ワシ類の風力発電施設でのバードストライクはこれまでに北海道で頻発しており、その対策として環境省は 2022 年 8 月 8 日付で「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き (改定版)」を策定し公表しました。さらに、本州では非常に珍しくなったオオジシギ等の希少な夏鳥の繁殖も確認されております。オオジシギは環境省のレッドリストでは準絶滅危惧 (NT) に、いわてレッドデータブックでは B ランクに指定されておりますが、繁殖期のディスプレイ飛翔などの習性により風力発電施設でのバードストライクの可能性が特に高いとされており、実際に福島県内の風力発電施設ではバードストライクが確認されています。

コクガンの主な餌はアマモなどの海草ですが、アマモの生育する場所は三陸沿岸でも限られております。従ってコクガンの生息環境の保全のためには、アマモの生育に必要なミネラルなどの栄養分を山から海に供給している多くの河川の水環境の維持が重要であり、海と山をセットにした総合的な環境保全策の実施が求められます。さらに、当該地域では多種多様な小鳥類の大群の渡りも観察されますが、その実態についてはまだ不明な点が多いのが実情です。

風力発電施設の稼働に伴うバードストライクの発生により、小鳥類をはじめとする多くの鳥類が命を落としていることはこれまでに世界各地で多数報告されていますし、コウモリ類の衝突事故であるバットストライクも注目されております。北上高地に風力発電施設が次々と設置される状況になれば、渡り鳥の生息環境の攪乱と渡りルートの遮断、さらにはバードストライクやバットストライクの発生が一層危惧されることとなります。

従って私どもは、希少種を含む渡り鳥の生息環境と渡りルート保全の立場から、対象事業を中止するべきであると考えます。

- (4) 風力発電施設によるシャドーフリッカーや風切音による騒音や低周波音の発生は近隣住民の生活環境の悪化にとどまらず、当該地域の鳥類の生息環境にも大きな影響を与える可能性があります。しかし、当該事業計画においては、これらの事柄と近隣の住居等に関する配慮は見られるものの、例えば「風車の影や騒音が特に夏鳥の繁殖状況や希少猛禽類を含む多くの野鳥の生息にどのような影響を及ぼすか」や「騒音や低周波音が夜間に行動する鳥類の生息にどのような影響を及ぼすのか」に関する

文献等の既存情報調査は全く行われておりません。そのため、事業者が作成した配慮書は環境影響評価として不十分であると考えざるを得ません。

私どもは、当該地域における希少鳥類の生息環境の保全の立場から、事業者に対し、これらの点に関する調査の実施と、その結果に基づく当該事業計画の再検討を指導してくださることを強く求めます。

- (5) 風力発電施設が鳥類の生息環境に及ぼす影響を適正に予測・評価することは、その地域における希少鳥類や渡り鳥の生息環境の保全にとって極めて重要であり、そのためには近隣で稼働する他の風力発電施設や進行中の他の事業計画との「累積的環境影響」を適切に評価することが不可欠となります。当該事業計画のごく近隣には、他の事業者による「(仮称)久慈・九戸風力発電事業」「(仮称)西久慈風力発電事業」「(仮称)久慈→山形風力発電事業」「(仮称)岩手久慈風力発電事業」「(仮称)洋野風力発電事業」の5件の風力発電事業計画が存在します。また北上高地北部の近隣地域においては、「高森高原風力発電事業」「折爪南風力発電事業(第1期)」「袖山高原風力発電事業」が既に稼働しており、さらに「(仮称)折爪北風力発電事業」「(仮称)折爪南風力発電事業(第2期)」「(仮称)一戸・稲庭風力発電事業」「SGET岩泉ウインドファーム事業」など多くの風力発電事業計画が同時進行しております。従って当該事業計画がそのまま実施されれば、北上高地北部を東西に横切る形で風力発電施設が並ぶことになり、北上高地北部の広大な地域におけるイヌワシの繁殖や生息の阻害や、各種渡り鳥の飛翔ルートを遮断する障壁影響が発生する恐れが十分に想定されます。

これまで、国内の様々な風力発電事業計画に対する環境大臣意見や経済産業大臣勧告では、「累積的環境影響」の評価の実施を事業者に求めており、このこと自体は当然のことと思います。しかし複数の事業者間に企業秘密の保持や競争などが存在する以上は、累積的環境影響評価の実施に必要な調整を事業同士に委ねることは難しい面があり、現在の進め方のままでは、累積的環境影響評価の内容は近隣の他事業計画の名称・予定地域・計画規模を記述する程度のおざなりなものに留まります。風力発電施設を地域の自然環境に影響を与えないような形で導入するには、適切な累積的環境影響評価の実施による影響の回避・低減策の策定は不可欠です。

私どもは、国レベルで累積的環境影響評価のガイドラインの作成を行なうことにより、環境影響の配慮事項に関する評価基準の標準化を実現し、それを風力発電事業計画に反映する道筋を作り出していく必要があると考えます。

当該事業の配慮書によれば、今回の「区域を広めに設定する」タイプの計画の進め方は環境省の定める「位置・規模の複数案」と位置付けられております。しかし、風力発電施設の設置場所が大枠しか示されず、風力発電機の基数、変電施設や送電線の位置等の具体的内容の不明な事業計画がそのまま性急に進められるとするなら、鳥類や自然環境のみならず、地域住民の生活環境保全や防災の面でも問題が生じることが強く危惧されます。

今日の我が国では再生可能エネルギーの導入の必要性が喧伝されており、私ども日本野鳥の会は、今後の日本のエネルギー資源として、風力や太陽光等の自然エネルギーを積極的に利用する方針について基本的に賛成しております。しかし、再生可能エネルギー関連施設の開発事業であっても、それが自然環境を損ねては本末転倒であり、結果的には地域住民の安全で健全な日常生活を損なうことにも繋がります。

繰り返しになりますが、私どもはこれまで述べた観点に基づき、環境省として、事業者である HSE 株式会社に対し当該地域における事業計画を中止するよう指導していただくこと、また累積的影響の回避・低減に向けた具体的な取り組みを開始していただくことを強く求める次第です。

以上